

西宮市立公民館使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立公民館条例（昭和36年西宮市条例第11号。以下「条例」という。）及び西宮市公民館条例施行規則（令和3年3月30日西宮市規則第64号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立公民館（以下「公民館」という。）施設等を広く市民の社会教育活動及び地域コミュニティ活動の場として利用に供するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営利団体 株式会社など利益を得ることを目的とする団体をいう。
- (2) 政治団体 政党または政党以外の団体で、政治上の主義もしくは政策を支持しもしくは反対し、または公職の候補者を推薦しもしくは反対する目的を有するものをいう。
- (3) 施設等 条例別表（第5条関係）の各室及び条例別表備考第3項に規定する設備の他、公民館に備付けの備品等をいう。

第3条 削除

(公民館の運営方針)

第4条 営利団体が行う活動のために公民館の使用を許可することは、市長が別に定める場合を除き、条例第4条第2項第1号に該当するものと推定する。

2 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）で禁止される選挙運動に該当しない現職議員による政治報告会は、条例第4条第2項第1号に該当しないものと推定する。

(市長が使用を不当と認める場合)

第5条 条例第4条第2項第4号の市長が使用を不相当と認めるときは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 使用料の滞納があるとき。
- (2) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
- (3) 小学生以下の者の使用で保護者等の付添いのないときまたは中学生だけの使用で保護者等の同意書のないとき。
- (4) 近隣に迷惑がおよぶおそれのあるとき。
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的達成に支障があると認められるとき。
- (6) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に規定する暴力団を利すると認められるとき。
- (7) 宗教の教義を広め信者を教化育成すること、または宗教の儀式行事を行うことを主たる目的とするとき。
- (8) 政治団体等の運営にかかわる事務作業を主たる目的とするとき。
- (9) その他、使用を許可することが著しく妥当性を欠くと認められるとき。

(使用料の納付)

第6条 使用する公民館窓口での予約または電話での予約の使用料納付は次の各号のとおりとする。

(1) 窓口での予約（使用申請） 使用申請時に現金納付または口座振替

(2) 電話での予約 予約した日の翌日から10日以内の別表第2の受付日時（以下「受付時間」という。）において使用する公民館窓口または中央公民館窓口（電話予約時に申し出があった場合で若竹公民館以外を使用する場合に限る）で現金納付または口座振替

2 前項第2号において納期限または予約した使用日時までに使用料の納付がない場合は予約を取消すものとする。

(使用料の口座振替)

第6条の2 条例第5条第2項の市長が認める後納は、口座振替の方法によるものとする。

2 口座振替による使用料の納期限は、規則第5条の規定による公民館使用許可書に記載された使用年月日の属する月の翌月20日とする。ただし、納期限の日が日曜日または銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日を納期限の日とする。

(使用申請書受付基準)

第7条 施設等の使用申請の受付は、別表第2（学校または学校に係する団体が使用する場合は別表第2及び別表第3）のとおりとし、使用する公民館へ条例第4条で規定する使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織等を使用する方法による使用申請（以下「電子申請」という。）の場合は、この限りでない。

2 使用料の納付を免除される者が電話予約した場合は、予約した日の翌日から10日以内に前項の規定に基づき使用許可申請書を提出しなければ予約を取消すものとする。

（電子申請）

第7条の2 電子申請ができる使用の受付は、別表第4のとおりとする。

2 西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和2年3月27日西宮市規則第46号）第4条第3項で規定する措置は、同条第1項に規定する電子計算機から送信された利用者番号及びパスワードの確認により行うものとする。

3 電子申請を行った者が、現金により使用料を納付する場合は、別表第4に定める標準処理期間（以下「処理期間」という。）内に、使用する公民館の窓口において受付時間内に、使用内容の確認を受け、使用料を納付しなければならない。ただし、若竹公民館以外の使用の場合で電話連絡により使用内容の確認を受けた場合の使用料については中央公民館で納付（受付時間中。令和7年3月31日までは午前9時～午後8時）することができる。

4 電子申請を行った者が、口座振替により使用料を納付する場合で公民館から使用内容の問い合わせがあった場合又は使用料を免除されている場合は、処理期間の受付時間内に、電話等の方法により、使用する公民館から使用内容の確認を受けなければならない。

5 前2項の場合において、処理期間内に使用内容が確認できない場合または使用料の納付が無い場合は使用の意思が無いものとみなし、不許可の扱いとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

6 前項の不許可または許可を取り消した場合、予約システムによる表示または口頭による通知を行う。

（使用区分数）

第8条 施設等の使用は、月12区分（中央公民館は6区分）以内とする。ただし、公民館定期使用グループ等については別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公民館長は、各公民館の使用状況により必要があると認めるときは、使用区分数を月12区分（中央公民館は6区分）以内に制限し、または月12区分（中央公民館は6区分）を超える使用を認めることができる。

3 第1項の使用区分数を超える使用については、使用日の1月前（申請受付開始日が土曜日・日曜日・休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）または12月29日～1月3日の場合は次の申請受付可能日）から申請できるものとする。

（使用取消しの申し出）

第9条 規則第8条第1項に規定する使用の取消しの申し出は、使用する公民館の窓口において又は電話連絡により、受付時間内に行わなければならない。

（使用料の不徴収）

第9条の2 規則第8条第2項の使用料の返還は口座振込により行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（減額・免除基準）

第10条 減額・免除するグループ・団体等及び減額免除基準は、別表第5のとおりとする。

2 新たに減額・免除を受けようとするグループ・団体等は、西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書及び同申請書に記載の関係書類を提出しなければならない。

3 承認されたグループ・団体等のうち、継続して承認を受けようとする場合は、西暦偶数年の4月末日までに更新申請を行わなければならない。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から実施する。ただし、第8条の規定は、平成7年1月4日以後の使用にかかるものについて適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月28日から実施する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項別表第3の規定にかかわらず、平成18年7月使用分から平成20年6月使用分について、改正前の別表第3 上記以外の登録グループ・団体の項の規定に該当するものうち上記以外の登録グループに対しては、使用料及び冷暖房料等実費弁償費を減額することができる。この場合において、減額・免除基準は、次の各号に掲げる使用分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 平成18年7月使用分から平成19年6月使用分まで 30%減額

(2) 平成19年7月使用分から平成20年6月使用分まで 20%減額

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

2 改正後の第8条の規定は、平成28年9月1日以後の使用に係る区分数について適用し、同日前の使用に係る区分数については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から実施する。

別表第1（第3条関係） 削除

別表第2（第6条および第7条関係）

使用区分	受付開始日	受付日時	受付開始日が土・日・休日の場合
一般使用	使用日の属する月の前々月の1日（1月は4日）からとする。	(受付日) 月曜日～金曜日（中央公民館は月曜日～土曜日）ただし、休日及び12月29日～1月3日までは除く (受付時間) 中央公民館を除く公民館は午前9時～午前12時及び午前12時45分～午後4時45分 中央公民館は午前9時～午後5時	翌日が受付開始日
公民館定期使用グループ及び公民館定期使用団体	使用日の属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日からとする。		翌日が受付開始日ただし、中央公民館は日・休日の場合のみ翌日を受付開始日とする。
公民館事業(主催及び推進員会)	随時		—
西宮市生涯学習の振興に向けた公民館使用事業の募集及び使用許可に関する要綱の規定による使用			
公用	随時		

備考

- 1 夙川公民館の講堂（ホール）の申込みは、次のとおりとする。
 - (1) 一般の使用申込日は、使用日の属する月の3ヶ月前の5日（1月は7日）からとし、5日（1月は7日）が土・日・休日の場合は翌日からとする。
 - (2) 公民館定期使用グループ等の使用申込日は、使用日の属する月の4ヶ月前の講堂（ホール）以外の一般使用受付開始日の翌日からとする。ただし、土・日・休日の場合はその翌日からとする。
- 2 地域団体優先室の一般使用受付は、使用日の2週間前（当該日が受付日でない場合は、その前日）からとする。ただし、使用日に地域団体優先室以外で利用可能な部屋が無い場合は、一般使用受付開始日からとする。
- 3 一般使用の電話予約は、受付開始日の翌日（受付開始日以降次の申請受付可能日。以下同じ。）9時開始とする。
- 4 中央公民館及び上甲子園公民館は、受付開始日は一般使用の電話予約ができないものとする。
- 5 同一公民館において21区分目以上の電話予約はできないものとする。

別表第3 (第7条関係)

使用内容		使用許可方針及び受付方法
学校園長 (代表者)が 使用申請する 集会	1 地域学校協働活動(学校運営協議会の活動、社会に開かれた教育課程に基づく授業等を含む。)	社会教育活動等として使用を認める(一般使用)。ただし、西宮市の各所属長が作成した理由書の添付がある場合は、公用扱いとして使用を認めることができる(随時受付・使用料免除)
	2 教職員主体の学校園行事(各種の研究会・研修会及びその打ち合わせ等※職員会議等の通常業務に伴う会議は対象外)	
	3 児童生徒主体の学校行事(文化祭、校内発表会等のリハーサル・打合せ等)	
	4 教職員又は児童生徒が行うレクリエーション活動(教育課程に基づくクラブ活動等を含む)	
	5 市内学校園などにおける入試説明会等(※市外は対象外)	
	6 上記以外の学校運営に関する活動(教育課程に基づく授業等)	原則として使用を認めない。ただし、西宮市の各所属長が作成した理由書の添付がある場合は、公用扱いとして使用を認めることができる(随時受付・使用料免除)
学校の名称を付けて有志の者が集まる集会 (〇〇大学テニス同好会、〇〇大学ゼミ研究会、〇〇高校軽音楽愛好会)		社会教育活動として使用を認める(一般使用)。ただし、西宮市の各所属長が作成した理由書の添付がある場合は、公用扱いとして使用を認めることができる(随時受付・使用料免除)

備考

1 学校の範囲

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校(学校教育法第1条)を指し、各種学校・学習塾等は除く。ただし、保育所等は学校に準ずる。

2 理由書

その活動が、学校の行事、PTA活動又はクラブ・サークル活動であることと、公民館を使用しなければならない理由を証するもので、各所属長が発行したもの。

3 西宮市立学校事務職員研究会については、教育職員課の副申書をもって公用とみなす。

4 小学生以下の者の使用で保護者等の付添いのないときまたは中学生だけの使用で保護者等の同意書のないときは使用許可できない。

5 条例に基づく使用の許可ができない場合であっても、別途、目的外使用許可の申請を妨げない。

別表第4（第7条の2関係）

使用区分	受付日	受付時間	標準処理期間
一般使用	別表第2の一般利用受付開始日の翌日から利用日の11日前まで	保守点検時間を除く午前5時～翌午前2時（一般使用の電子申請受付開始日は午前9時開始）	利用者が電子申請を行ってから10日以内。 ただし、口座振替により使用料を納付する場合で、公民館が使用条件の問合せを行った場合は、その日から10日以内。
公民館定期使用グループ・公民館定期使用団体	使用日の属する月の3ヶ月前の一般使用受付開始日の翌日から利用日の11日前まで		

備考

- 1 地域団体優先室の電子申請はできないものとする。

別表第5（第10条関係）

種 別	減額・免除	
人権・福祉・ボランティア等の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合（収益的事業を行う場合を除く。）	免 除	
上記以外の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合（収益的事業を行う場合を除く。）	50%減額	
地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体が本市住民を対象に活動を行う場合	(1) 役員会議等 (2) 年度中4回以内の催し物（各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。）	免 除
	(1) 役員会議等以外の社会教育的活動 (2) 年度中4回を超える催し物（各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。）	50%減額
公職選挙の公示日2日後から投票日の前日の期間における候補者の個人演説会及び政談演説会（公選法に違反しない場合で1回目のみ）	免 除	
公用（公民館事業を含む。また公職選挙法が有料とする場合は除く。）	免 除	
その他特別の理由があると市長が認める場合	減額又は免除	

- 2 同一公民館において21区分目以上の電子申請はできないものとする。